

# 金沢市町会連合会会則

(名称)

第1条 本会は、金沢市町会連合会と称し、事務所を金沢市柿木畠1番1号（金沢市第二本庁舎内）に置く。

(目的)

第2条 本会は、金沢市内の各町会相互の親睦と連絡提携を図るとともに、安全で明るく住みよいまちづくりと、住民福祉の向上及び金沢市の振興発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 金沢市町会連合会大会の開催
- (2) 金沢市内の町会相互の連携と関係諸団体との連絡協調
- (3) 各種会議の開催並びに情報及び資料の収集及び交換
- (4) 研究及び調査の実施
- (5) その他必要と認める事項

(組織)

第4条 本会は、金沢市内における校下（地区）町会連合会をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置き、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。なお、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とし、役員の任期が満了しても、新たな役員が選出されるまでその職務を行うものとする。

会 長 1名

副 会 長 4名

会 計 1名

常任理事 若干名

監 事 2名

理 事 若干名

(役員を選出)

第6条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、会計、常任理事及び監事は、理事会で選出する。ただし、会長、副会長及び会計は、国会議員、県議会議員又は市議会議員の職にある者以外から選出する。
- (2) 理事は、各校下（地区）町会連合会会長をもって充てる。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、本会の会計事務を担当する。
- 4 監事は、本会の会計及び業務を監査する。
- 5 常任理事は、常任理事会を構成し、理事会に附議すべき事項及び緊急案件を審議決定する。
- 6 理事は、理事会を構成し、総会に附議すべき事項及び本会の運営その他の事項について審議決定する。

(代議員)

第8条 本会に代議員を置き、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。なお、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 代議員の数は、各校下（地区）町会連合会の町会数又は世帯数に応じ、次のとおりとする。

10町会以下又は1,000世帯以下 1名

30町会以下又は3,000世帯以下 2名

31町会以上又は3,001世帯以上 3名

- 3 代議員は、総会において、第11条の事項を審議決定する。

(顧問、相談役及び参与)

第9条 本会に、顧問、相談役及び参与を置くことができる。

- 2 顧問、相談役及び参与は、理事会に諮り会長が委嘱する。

(会議)

第10条 本会の会議は次のとおりとし、会長が招集する。

(1) 総会は、年1回原則として5月に開催する。ただし、必要に応じて、臨時総会を開催することができる。

(2) 三役会、常任理事会及び理事会は、必要に応じて開催する。

(総会の構成)

第11条 総会は、理事及び代議員をもって構成し、理事及び代議員の定数の3分の2の出席者（委任状を含む。）で成立し、議案の承認等は出席者の過半数の賛成によるものとし、次の事項を審議する。

(1) 事業報告及び収支決算

(2) 事業計画及び収支予算

(3) 会則の改正

(4) その他重要事項

(事務局)

第12条 本会に事務局を設け、事務局長を置く。

2 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任命する。

(経費)

第13条 本会の経費は、負担金、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

この会則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、総会で議決があった日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成13年度の総会で議決があった日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年5月15日から施行する。

附 則

この会則は、平成31年3月21日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年5月7日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年度の総会で議決があった日から施行する。